

横 浜 薬 科 大 学

学 則

第 1 章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 本学は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の規定するところに従い、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とする。

これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第 2 章 学部、学科および大学院

(学部、学科)

第 2 条 本学に薬学部を置く。

2 薬学部健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科および薬科学科を置く。

(教育目標)

第 3 条 第 1 条に定める目的および使命を達成するため、本学は「個の医療」を担う実力を備え、惻隠の心を持つ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材育成を目指し、学科ごとの教育目標は、次のとおりとする。

(1) 健康薬学科

個人のみならず社会の健康維持を常に意識し、薬食同源の知識をもって疾病の予防と健康の増進に努め、地域医療や国民のセルフメディケーションの推進に積極的な役割を果たすことができる薬剤師を育成する。

(2) 漢方薬学科

漢方の経験的な知見を理解し、「未病」の概念に基づいた健康のサポートを実践するために漢方薬の活用ができ、現代医療において有用性が高まっている漢方薬に精通した薬剤師を育成する。

(3) 臨床薬学科

現代医療に関する教育を通じて、病棟において、疾患を理解した上での薬物治療に参加し、地域医療において在宅ケアに通じるなど、21 世紀型のチーム医療

に対応できる薬剤師を育成する。

(4) 薬科学科

生命科学を基盤とした創薬研究の専門知識と技術を備えて生理活性物質の創製研究に携わることで、薬学の発展に寄与するとともに、先端医療を支え人類の健康と福祉に貢献する薬科学研究者・技術者を育成する。

(収容定員)

第4条 本学の学部学科別入学定員および収容定員は下表のとおりとする。

表

学 部	学 科	入学定員	収容定員
薬学部	健康薬学科	60人	360人
	漢方薬学科	120人	720人
	臨床薬学科	160人	960人
	薬科学科	30人	120人
合 計		370人	2,160人

(大学院)

第4条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

第3章 学年、学期および休業日

(修業年限)

第5条 健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科の修業年限は6年とし、薬科学科の修業年限は4年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学（以下、「在学年限」という。）することができない。

3 前項にかかわらず、健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科の学生は、1～2年次までは計4年間、1～4年次までは計8年間を超えて在学することができない。

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。期間については原則として以下のとおりとする。

- (1) 前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 授業を行わない日は次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
- (3) 学園創立者記念日（10 月 20 日）

2 次の期間は授業を休止する。

- (1) 春季休業 3 月中旬から 4 月上旬まで
- (2) 夏季休業 8 月上旬から 8 月下旬まで
- (3) 冬季休業 12 月下旬から 翌年 1 月上旬まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または授業を行うことがある。

第 4 章 授業科目および単位数

(授業科目)

第 9 条 授業科目は、教養科目（必修科目・選択科目）、専門教育科目（必修科目・選択科目）および自由科目とする。

- 2 本学における各学科の授業科目、単位数および配当年次は別表－1－1～4 のとおりとする。
- 3 薬科学科に教職課程を置く。教職課程の授業科目、単位数および配当年次は別表－1－5 のとおりとする。
- 4 2 項、3 項の授業を多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。ただし、当該授業で修得する単位数は、60 単位を超えてはならない。

第 5 章 授業科目の履修および単位算定基準

(授業科目の履修)

第 10 条 授業科目は、教養科目（必修科目・選択科目）、専門教育科目（必修科目・選択科目）および自由科目を体系的に各年次に分けて履修する。

- 2 学生は、別に定める「履修規程」により修学しなければならない。

(卒業要件単位数)

第 11 条 健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科の学生は、本学に 6 年以上在学し、総計 189 単位以上を修得しなければならない。薬科学科の学生は、本学に 4 年以上在学し、総計 124.5 単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

第 12 条 学生は、各年次開始前の所定期日までに選択履修を希望する授業科目を届出て登録しなければならない。

(授業科目の再履修)

第 13 条 すでに単位を取得した授業科目については、再履修を認めない。

(単位の算定)

第 14 条 授業科目の単位数は、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義および演習については、特別に定めのある場合のほかは、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、すべて実験室または実習室等において行われるものとし、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間をもって 1 単位とする。

ただし、「実務実習 1」および「実務実習 2」については、学外の病院における 2.5 か月の実習を 10 単位、薬局における 2.5 か月の実習を 10 単位とする。

- (3) 卒業研究は、各研究分野における研究をもって健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科は 10 単位、薬科学科は 20 単位とする。

(1 年間の授業期間)

第 15 条 1 年間の授業を行う期間は、原則として定期試験等の期間を含め、35 週とする。

第 6 章 科目修了の認定

(認 定)

第 16 条 各科目修了の認定は、筆記または口述による試験およびその他適当な方法による。ただし、実験、実習および実技等については平常の考査をもって認定することができる。

なお、「実務実習 1」および「実務実習 2」については履修規程による。

- 2 各授業科目（「実務実習 1」および「実務実習 2」を除く）について、その授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した場合、その授業科目の単位認定手続きは行わない。

- 3 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他の納付金を納入しない場合は、全科目につき、単位認定手続きを行わない。
- 4 大学または短期大学を卒業した者、あるいは中途退学した者で、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるものに限る、当該単位を、60単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴いて、本学において修得したものとして認定することができる。ただし、この認定により修業年限を短縮することはない。
- 5 前項による単位の認定は、専門教育科目（必修科目・選択科目）および教養科目（必修科目・選択科目）の単位とし、自由科目については、体育実技の単位とする。

（認定の時期）

第17条 科目修了の認定は、前期末または後期末に行う。

（評 価）

第18条 成績の評価は優、良、可、不可の評語をもって表し、不可は不合格とする。

- 2 可以上を合格とし、その合格科目には次年度への進級が年度末において決定したとき、卒業が決定したとき、又は退学が決定したときに所定の単位を与える。

（追認定）

第19条 次の各号の一に該当する学生に対しては、左欄について、右欄の試験を行うことがある。

- (1) 成績不可のとき 〔再試験〕
- (2) 忌引、病気等の止むを得ない理由により定期試験を受けなかったとき 〔追試験〕

第7章 卒業、学士の学位および免許

（卒 業）

第20条 第5条に規定する修業年限以上在学し、所定の授業科目および単位数を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を許可する。
なお、休学期間中は、在学年限に含めない。

（学位の授与）

第21条 卒業者には、健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科

は学士（薬学）、薬科学科は学士（薬科学）の学位を授与する。

（免許の種類）

第 21 条の 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中学校教諭一種免許状（理科）
- (2) 高等学校教諭一種免許状（理科）

（免許の取得）

第 21 条の 3 教育職員免許状を取得しようとする者は、前第 20 条および第 21 条の要件を充足し、かつ教育職員免許法および同法施行規則の定めるところに従い、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

2 前項に関する授業科目の履修方法および手続きは、別に定める。

第 8 章 入学、再入学、編入学、転入学、転学科、休学、復学、退学、転学および留学

（入学の時期）

第 22 条 入学の時期は学年始めとする。

（入学資格）

第 23 条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 高等専門学校第 3 学年を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定または指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧大学入学資格検定の合格者を含む。）
- (7) その他、本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入 学）

第 24 条 前条の各号の一に該当し、かつ本学所定の選考に合格した者について、入学を許可する。

2 入学選考の方法は別にこれを定める。

(再入学)

第25条 退学後2年以内に、再入学を願い出た場合に限り、資格審査の上、教授会の意見を聴いて、学長が再入学を許可することがある。この場合、必要に応じ再入学試験を課すことがある。ただし、懲戒による退学者については再入学を認めないものとする。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第26条 次の各号の一に掲げる者については、編入学を希望する学科に欠員がある場合は、教授会の意見を聴いて、学長が編入学を許可することがある。この際、編入学試験を課す。

(1) 大学を卒業し学士の称号および学位を有する者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 海外の大学等については別に定める。

2 編入学の学年は原則として次のとおりとし、学年、履修科目及び修得単位数は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

(1) 前項の第1号に該当又は準ずる者 3年次以下

(2) 前項の第2号に該当又は準ずる者 2年次以下

3 編入学の時期は、原則として学年始めとする。

4 編入学の細部については、別に定める。

(転入学)

第27条 他の大学の在學生で本学に転入学を希望する者は、希望する学科に欠員がある場合は、教授会の意見を聴いて、学長が転入学を許可することがある。この際、転入学試験を課す。

2 転入学を許可された者が在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の意見を聴いて、学長が認定する。

3 転入学の時期は原則として学年始めとする。

4 転入学の細部については、別に定める。

(転学科)

第27条の2 本学の在學生で、6年制学科から薬科学科へ、または薬科学科から6年制学科へ転学科を希望する者が有るときは、教授会の意見を聴いて、学長が転学科を許可することがある。この際、転学科試験を課す。

2 転学科の学年は、2年または3年とする。

3 転学科を許可された者の履修科目及び修得単位数は、教授会の意見を聴いて、

学長が認定する。

- 4 転学科の時期は原則として学年始めとする。
- 5 転学科の細部については、別に定める。

(入学、再入学、編入学または転入学を許可された者の手続)

第 28 条 入学、再入学、編入学または転入学を許可された者は、所定の時期までに、保証人連署の誓約書および戸籍記載事項証明等を提出しなければならない。

(入学、再入学、編入学または転入学の取消)

第 29 条 入学、再入学、編入学、転入学を許可された者が正当な理由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休 学)

第 30 条 病気その他止むを得ない理由により 2 か月以上学修することが出来ない者が理由を具し、保証人連署で願い出れば教授会の意見を聴いて、学長が休学を許可する。

(休学期間)

第 31 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、さらに 1 年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学の期間は、通算して健康薬学科、漢方薬学科および臨床薬学科においては 6 年を、薬科学科においては 4 年を超えることができない。
- 3 休学の細部については、別に定める。

(復 学)

第 32 条 復学の時期は、学期始めとする。

- 2 休学の期間が満了すれば、学長の許可を得て復学となる。ただし、休学期間の満了前であっても、休学を許可されてから 2 か月以上を経過して休学理由が消滅した者が理由を具し、保証人連署で願い出れば休学期間の満了前に教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可することができる。
- 3 復学の細部については、別に定める。

(退 学)

第 33 条 退学を希望する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可する。

- 2 第 5 条の 2 または 3 に該当することとなった者は、教授会の意見を聴いて、

学長が退学とする。

(転学および留学)

第 34 条 他の学校へ転学しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可する場合がある。

2 外国の大学または短期大学で学修（以下、「留学」という。）しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、教授会の意見を聴いて、学長がその学修を許可する。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第 20 条に定める在学年限に含めることがある。この場合における単位の認定は、第 16 条の規定を準用する。

第 9 章 検定料、学生納付金および試験料等

(検定料)

第 35 条 入学、再入学、編入学および転入学を志願する者ならびに科目等履修生、委託生、研究生および留学生を希望する者は、別表－2 に定める検定料を納入しなければならない。

(入学時学生納付金)

第 36 条 入学、再入学、編入学および転入学者は、入学に当り別表－3 に定める入学時学生納付金（以下、「入学時学納金」という。）を納入しなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、入学時学納金の一部または全部を減免することがある。

- (1) 特待生として入学を認められたもの
- (2) 出身校の校長から特に推薦されたもの

(学生納付金)

第 37 条 学生は、在学期間中別表－4 に定める学生納付金（以下、「学納金」という。）を納入しなければならない。

2 科目等履修生、委託生、研究生、留学生および外国人学生については、別表－5－1 のとおりとする。

3 第 21 条の 2 の教育職員免許状取得に関する授業科目を履修する学生は、所定の期限までに別表－5－2 に定める教職課程履修費を納付しなければならない。

4 休学を許可された学生は、休学期間中、在籍料として授業料の1／3を納入しなければならない。

なお、在籍料の細部については、別に定める。

5 退学し、または除籍となった学生は、その納期に属する学納金を納入しなければならない。

6 停学を命ぜられた学生は、その期間中の授業料を納入しなければならない。

(納入猶予)

第 38 条 学納金の納入が困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出てその許可を得なければならない。

2 猶予の期間は3か月以内とする。ただし、その年度を超すことはできない。

(試験料)

第 39 条 追試験および再試験料の金額は、別表－6のとおりとする。

(納入金の還付)

第 40 条 一旦納入した検定料、学納金および試験料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

2 学納金を一括納入した場合は、第37条第3項および第4項の規定により納入すべきとされている金額以外の金額は、前項の規定にかかわらず納入した者の申し出により、返還する。

第 10 章 除籍および賞罰

(除 籍)

第 41 条 次号に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

(1) 学納金を滞納し、督促を受けても所定期日までに納入しない者

(表 彰)

第 42 条 学生が、他の模範となる行為のあった場合は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第 43 条 学生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった場合、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱した者
 - (5) その他、学生の本分に反した者

第 11 章 職員組織

(職員組織)

第 44 条 本学に、学園総長、学園副総長、学長、副学長、学長補佐、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員および技術職員を置く。

- (1) 学園総長は、教学を総理する。
- (2) 学園副総長は、学園総長を補佐する。
- (3) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (4) 副学長は、大学の円滑かつ柔軟な運営を図るため、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (5) 学長補佐は、学長の職務を補佐し、学長から委任された業務を代行する。
- (6) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- (7) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (8) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の優れた知識、能力及び実績を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (9) 講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する。
- (10) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上または実務上の知識および能力を有するものであって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。
- (11) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (12) その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

第 12 章 教授会

(教授会)

第 45 条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の細部については、別に定める。

第 13 章 附属施設

(図書館)

第 46 条 本学に図書館を置く。

2 図書館は、図書、文献および研究資料を収集管理し教職員および学生の閲覧に供する。

3 図書館には館長、司書および事務職員を置く。

(1) 館長は、教授をもって充て、図書館業務を統轄する。

(2) 司書は、図書館業務を掌る。

(3) 事務職員は、図書館の管理運営の事務にあたる。

4 図書館の管理運営の細部は、別に定める。

(薬用植物園)

第 47 条 本学に薬用植物園を置く。

2 薬用植物園の管理運営の細部は、別に定める。

(薬学教育センター)

第 48 条 本学に薬学教育センターを置く。

2 センター長には本学の教授をもって充てる。

3 薬学教育センターの管理運営の細部は、別に定める。

(実務実習センター)

第 49 条 本学に実務実習センターを置く。

2 センター長には本学の教授をもって充てる。

3 実務実習センターの管理運営の細部は、別に定める。

(教職課程センター)

第 49 条の 2 本学に教職課程センターを置く。

- 2 センター長には本学の教授をもって充てる。
- 3 教職課程センターの管理運営の細部は、別に定める。

(その他の附属施設)

第 49 条の 3 第 46 条から第 49 条の 2 までの施設以外の附属施設は、別に定める。

第 14 章 厚生保健

(保 健)

第 50 条 本学に医務室を置く。

- 2 学生は、毎年所定の健康検査を受けなければならない。
- 3 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者および学業履修が困難と判定された者に対して、治療を命じ、登学を停止し、または休学を命じることがある。

第 15 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 51 条 本学に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍の細部は、別に定める。

第 16 章 科目等履修生、委託生、研究生、留学生および外国人学生

(科目等履修生)

第 52 条 学部の授業科目の 1 または数科目について履修を希望する者は、学部の授業または研究に妨げのない限り、教授会の意見を聴いて、学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生を出願できる者は第 23 条の入学資格を有する者に限る。
- 3 科目等履修を許可する期間は前期もしくは後期の 1 期間または 1 年とする。
ただし、その都度願い出て引続き履修することを妨げない。
- 4 科目等履修生は、その履修した科目について願い出により試験を受けることができる。
- 5 科目等履修生として履修した科目について修了試験に合格した場合は、所要の単位を与える。
- 6 科目等履修生として単位を取得した場合は、本人の請求により成績証明を交

付する。

- 7 科目等履修生として取得した単位は、第 10 条の卒業要件単位数に、また、在学した年数は、第 19 条の在学年限に含めることはできない。

(委託生)

- 第 53 条** 国、地方公共団体または公共の機関から、委託生の願い出があるときは、本学学部の授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ受け入れる。

(研究生および留学生)

- 第 54 条** 本学において特定の研究を希望する者があるときは、教育研究に支障ない限り、研究生として入学を許可することがある。
- 2 前条以外の機関から派遣される者があるときは、前項に準じて留学生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

- 第 55 条** 本学に入学を希望する外国人があるときは、第 24 条により選考のうえ入学を許可する。
- 2 入学を許可された外国人学生は、本学の学生として本学則を適用する。

第 17 章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

- 第 56 条** 本学は、第 1 条の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、教育研究水準の向上および活性化を図るものとする。
- 2 自己点検・自己評価に関する規程は、別に定める。

第 18 章 公開講座その他

(公開講座)

- 第 57 条** 社会人の教養を高め、我が国の文化の向上に資するため、本学に公開講座を設けることができる。

(委任規定)

- 第 58 条** この学則の施行細則は、学長が定める。

附 則

- 1 この学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の改廃は、理事会の議を経てこれを行い、設置者がこれを文部科学大臣に届出るものとする。

附 則

この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 37 条第 3 項の規定は、平成 23 年 4 月から休学する学生全員に適用する。

附 則

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降入学した学生から適用する。

附 則

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この学則は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

区 分	1 年 次			2 年 次			3 年 次			4 年 次			5 年 次			6 年 次		
	授 業 科 目	単 位		授 業 科 目	単 位		授 業 科 目	単 位		授 業 科 目	単 位		授 業 科 目	単 位		授 業 科 目	単 位	
教 養 科 目	必修科目	基礎英語1	1	薬学英語2	1	薬学英語3	1	薬学英語4	1	薬学英語5	1							
		情報科学入門	1															
		心理学	1															
		教養化学	1.5															
		教養生物学	1.5															
		教養物理学	1.5															
		基礎数学	1.5															
		基礎英語2	1															
		薬学英語1	1															
		情報処理演習	1															
	選択科目	国語表現法	1															
		医療と哲学	1															
		人間と哲学	1															
		社会と法律	1															
		社会と経済	1															
		医療と経済	1															
		医療と法律	1															
		社会福祉学	1															
		英会話1	1															
		ドイツ語1	1															
外国語	中国語1	1																
	英会話2	1																
	ドイツ語2	1																
	中国語2	1																
	小 計	26単位(18単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		0単位(0単位)				
	専 門 教 育 科 目	学科専攻	運動生理学	1	精神と健康	1	食品機能学	1	食品安全性学	1	環境毒性学	1	医療と栄養	1				
			運動と健康	1	未病学	1			生活習慣病特論	1			産業保健論	1				
													生活環境と健康	1				
導入			薬学概論	1	社会薬学2	1.5	医療倫理学	1.5										
			社会薬学1	1														
			早期体験学習	0.5														
			基礎統計学	1														
			有機化学1	1.5	有機化学3	1.5	医薬品化学1	1										
化学系		基礎化学講座	1.5	有機化学4	1.5	医薬品化学2	1											
		有機化学2	1.5	生薬学	1.5	天然物化学	1.5											
		薬用植物学	1															
物理系		分析化学1	1	分析化学2	1	臨床放射線科学	1.5	薬局方試験法	1									
		分光分析学	1															
				薬品物理化学1	1.5													
				構造解析学	1													
生物系				薬品物理化学2	1.5													
		機能形態学1	1.5	機能形態学3	1.5	分子生物学1	1.5											
		機能形態学2	1.5	生化学2	1.5	分子生物学2	1.5											
		細胞生物学	1.5	生化学3	1	微生物薬品学	1.5											
		生化学1	1.5	微生物学	1.5													
衛生系		栄養学	1	免疫学	1.5													
				食品衛生学	1.5	公衆衛生学	1.5											

注1 ()の数字は最低修得単位数を示す。 注2 各学年とも年間修得できる単位数の上限を45単位とする。

カリキュラム表（2015年以降入学学生に対応）

臨床薬学科		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		5 年 次		6 年 次	
区 分		授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
教 養 科 目	必 修 科 目	基礎英語1	1	薬学英語2	1	薬学英語3	1	薬学英語4	1	薬学英語5	1		
		情報科学入門	1										
		心理学	1										
		教養化学	1.5										
		教養生物学	1.5										
		教養物理学	1.5										
		基礎数学	1.5										
		基礎英語2	1										
		薬学英語1	1										
		情報処理演習	1										
	選 択 科 目	国語表現法	1										
		医療と哲学	1										
		人間と哲学	1										
		社会と法律	1										
		社会と経済	1										
		医療と経済	1										
		医療と法律	1										
		社会福祉学	1										
		英会話1	1										
		ドイツ語1	1										
小 計		26単位(18単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		0単位(0単位)	
専 門 教 育 科 目	学 科 専 攻	介護学概論	1	看護学概論	1	運動療法概論	1	創薬化学特論	1	救急医療概論	1	医薬品評価特論	1
		リハビリテーション概論	1	医学概論	1			リスクマネジメント論	1			高度先端医療論	1
												疾病予防学	1
		薬学概論	1	社会薬学2	1.5	医療倫理学	1.5						
	導 入	社会薬学1	1										
		早期体験学習	0.5										
		基礎統計学	1										
	化 学 系	有機化学1	1.5	有機化学3	1.5	医薬品化学1	1						
		基礎化学講座	1.5	有機化学4	1.5	医薬品化学2	1						
		有機化学2	1.5	生薬学	1.5	天然物化学	1.5						
		薬用植物学	1										
	物 理 系	分析化学1	1	分析化学2	1	臨床放射線科学	1.5	薬局方試験法	1				
				分光分析学	1								
				薬品物理化学1	1.5								
				構造解析学	1								
	生 物 系	機能形態学1	1.5	機能形態学3	1.5	分子生物学1	1.5						
		機能形態学2	1.5	生化学2	1.5	分子生物学2	1.5						
		細胞生物学	1.5	生化学3	1	微生物薬品学	1.5						
		生化学1	1.5	微生物学	1.5								
	衛 生 系	栄養学	1	免疫学	1.5								
				食品衛生学	1.5	公衆衛生学	1.5						
						環境衛生学1	1.5						
						環境衛生学2	1.5						
	基 礎 医 療 系			薬理学1	1.5	薬理学3	1.5	臨床薬物動態学	1				
				薬理学2	1.5	薬理学4	1.5	医療統計学	1				
				物理薬剤学1	1	薬物動態学1	1	基礎漢方薬学1	1				
						薬物動態学2	1						
	臨 床 医 療 系					物理薬剤学2	1						
						製剤学	1.5						
				病態・薬物治療学1	1.5	病態・薬物治療学2	1.5	病態・薬物治療学4	1.5			疾患別治療特論2	1
						病態・薬物治療学3	1.5	悪性腫瘍治療学	1			処方解析演習	1
						感染症治療学	1	医薬品情報学	1			臨床薬剤学	1
						症候学・臨床検査学	1	臨床薬理学1	0.5				
						調剤学	1.5	臨床薬理学2	1				
						薬物と健康	1	疾患別治療特論1	1				
						フィジカルアセスメント	1	医療コミュニケーション論	1				
						薬事法規・制度1	0.5	医薬品副作用学	1.5				
	実 習 ・ 演 習					薬事法規・制度2	1	薬事法規・制度3	1				
								医療福祉制度	1				
								処方解析	1				
								実務実習ブレ教育	8				
				生物系実習1	1	薬剤学実習1	1	薬剤学実習3	0.5	実務実習(薬局)	10	薬学総合演習	6
				物理系実習1	1	薬理学実習	1	フィジカルアセスメント実習	0.5	実務実習(病院)	10		
				化学系実習1	1	薬剤学実習2	1	化学系薬学演習	0.5	実務実習ポスト教育	1		
				生物系実習2	1	衛生薬学実習	1	物理系薬学演習	0.5				
				物理系実習2	1			生物系薬学演習1	0.5				
	選 択 科 目			化学系実習2	1			生物系薬学演習2	0.5				
								薬理系薬学演習1	0.5				
								薬理系薬学演習2	0.5				
								衛生系薬学演習	0.5				
								薬剤系薬学演習	0.5				
								法規系薬学演習	0.5				
								卒業研究	0.5	卒業研究	8.5	卒業研究	1
												サプリメント・香粧品論	1
												新薬論	1
												免疫と感染特論	1
小 計		19単位(19単位)		34単位(34単位)		38単位(38単位)		31.5単位(31.5単位)		31.5単位(31.5単位)		18単位(14単位)	
自由科目		体育実技	1.5					薬剤学実習4	/				
合 計		53.5単位(37単位)		35単位(35単位)		39単位(39単位)		32.5単位(32.5単位)		31.5単位(31.5単位)		18単位(14単位)	
総 計				卒業要件単位数 189単位		総単位 209.5単位 (修得単位189単位(専門教育科目の選択科目1単位を含む))							

注1 ()の数字は最低修得単位数を示す。 注2 各学年とも年間修得できる単位数の上限を45単位とする。

カリキュラム表（2015年以降入学学生に対応）

漢方薬学科

区 分	1 年 次			2 年 次			3 年 次			4 年 次			5 年 次			6 年 次					
	授 業 科 目	単位		授 業 科 目	単位		授 業 科 目	単位		授 業 科 目	単位		授 業 科 目	単位		授 業 科 目	単位				
教 養 科 目	必修科目 専門関連	基礎英語1	1	薬学英語2	1		薬学英語3	1	薬学英語4	1	薬学英語5	1									
		情報科学入門	1																		
		心理学	1																		
		教養化学	1.5																		
		教養生物学	1.5																		
		教養物理学	1.5																		
		基礎数学	1.5																		
		基礎英語2	1																		
		薬学英語1	1																		
		情報処理演習	1																		
	選択科目 人文・社会 外国語	国語表現法	1																		
		医療と哲学	1																		
		人間と哲学	1																		
		社会と法律	1																		
		社会と経済	1																		
		医療と経済	1																		
		医療と法律	1																		
		社会福祉学	1																		
		英会話1	1																		
		ドイツ語1	1																		
小 計	26単位(18単位)			1単位(1単位)			1単位(1単位)			1単位(1単位)			1単位(1単位)			0単位(0単位)					
専 門 教 育 科 目	学 科 専 攻	漢方入門	1	本草学	1	基礎漢方処方学	1	漢方薬効解析・薬理学	1	漢方処方解析1	1	漢方処方解析2	1								
		伝統漢薬学	1	漢方薬物学	1			基礎漢方薬学2	1			臨床漢方治療学	1								
												漢方治療学総論	1								
	導 入	薬学概論	1	社会薬学2	1.5	医療倫理学	1.5														
		社会薬学1	1																		
		早期体験学習	0.5																		
		基礎統計学	1																		
	化学系	有機化学1	1.5	有機化学3	1.5	医薬品化学1	1														
		基礎化学講座	1.5	有機化学4	1.5	医薬品化学2	1														
		有機化学2	1.5	生薬学	1.5	天然物化学	1.5														
		薬用植物学	1																		
	物理系	分析化学1	1	分析化学2	1	臨床放射線科学	1.5	薬局方試験法	1												
				分光分析学	1																
				薬品物理化学1	1.5																
				構造解析学	1																
	生物系			薬品物理化学2	1.5																
		機能形態学1	1.5	機能形態学3	1.5	分子生物学1	1.5														
		機能形態学2	1.5	生化学2	1.5	分子生物学2	1.5														
		細胞生物学	1.5	生化学3	1	微生物薬品学	1.5														
	衛生系	生化学1	1.5	微生物学	1.5																
		栄養学	1	免疫学	1.5																
				食品衛生学	1.5	公衆衛生学	1.5														
						環境衛生学1	1.5														
	基礎医療系					環境衛生学2	1.5														
				薬理学1	1.5	薬理学3	1.5	臨床薬物動態学	1												
				薬理学2	1.5	薬理学4	1.5	医療統計学	1												
				物理薬剤学1	1	薬物動態学1	1	基礎漢方薬学1	1												
	臨床医療系					薬物動態学2	1														
						物理薬剤学2	1														
						製剤学	1.5														
				病態・薬物治療学1	1.5	病態・薬物治療学2	1.5	病態・薬物治療学4	1.5			疾患別治療特論2	1								
						病態・薬物治療学3	1.5	悪性腫瘍治療学	1			処方解析演習	1								
						感染症治療学	1	医薬品情報学	1			臨床薬剤学	1								
						症候学・臨床検査学	1	臨床薬理学1	0.5												
						調剤学	1.5	臨床薬理学2	1												
						薬物と健康	1	疾患別治療特論1	1												
						フィジカルアセスメント	1	医療コミュニケーション論	1												
						薬事法規・制度1	0.5	医薬品副作用学	1.5												
						薬事法規・制度2	1	薬事法規・制度3	1												
								医療福祉制度	1												
								処方解析	1												
								実務実習プレ教育	8												
	実 習 ・ 演 習			生物系実習1	1	薬剤学実習1	1	薬剤学実習3	0.5	実務実習(薬局)	10	薬学総合演習	6								
				物理系実習1	1	薬理学実習	1	フィジカルアセスメント実習	0.5	実務実習(病院)	10										
				化学系実習1	1	薬剤学実習2	1	化学系薬学演習	0.5	実務実習ポスト教育	1										
				生物系実習2	1	衛生薬学実習	1	物理系薬学演習	0.5												
				物理系実習2	1			生物系薬学演習1	0.5												
				化学系実習2	1			生物系薬学演習2	0.5												
								薬理系薬学演習1	0.5												
								薬理系薬学演習2	0.5												
								衛生系薬学演習	0.5												
								薬剤系薬学演習	0.5												
								法規系薬学演習	0.5												
								卒業研究	0.5	卒業研究	8.5	卒業研究	1								
	選 択 科 目											サプリメント・香粧品論	1								
												新薬論	1								
												免疫と感染特論	1								
												地域薬局論	1								
	小 計		19単位(19単位)			34単位(34単位)			38単位(38単位)			31.5単位(31.5単位)			31.5単位(31.5単位)			18単位(14単位)			
	自由科目		体育実技			1.5			薬剤学実習4			/									
			海外で学ぶ実践英会話 2単位、海外で学ぶ漢学(タイ、台湾、韓国、米国 ビットバーク、米国 ハワイ) 各1単位 ※1年次に7単位計上																		
	合 計		53.5単位(37単位)			35単位(35単位)			39単位(39単位)			32.5単位(32.5単位)			31.5単位(31.5単位)			18単位(14単位)			
	総 計		卒業要件単位数 189単位 総単位 209.5単位 (修得単位189単位(専門教育科目の選択科目1単位を含む))																		
			注1 ()の数字は最低修得単位数を示す。 注2 各学年とも年間修得できる単位数の上限を45単位とする。																		

履修規程カリキュラム表

薬科学科

区 分			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
			授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位	
教 養 科 目	必 修 科 目	専 門 関 連	基礎英語1	1	薬学英語2	1	薬学英語3	1			
			情報科学入門	1							
			心理学	1							
			教養化学	1.5							
			教養生物学	1.5							
			教養物理学	1.5							
			基礎数学	1.5							
			基礎英語2	1							
			薬学英語1	1							
			国語表現法	1							
			医療と哲学	1							
			情報処理演習	1							
	選 択 科 目	人 文 ・ 社 会	人間と哲学	1							
			社会と法律	1							
			社会と経済	1							
			医療と経済	1							
			医療と法律	1							
			社会福祉学	1							
		外 国 語	英会話1	1							
			中国語1	1							
			ドイツ語1	1							
			英会話2	1							
			中国語2	1							
			ドイツ語2	1							
小 計			26単位(18単位)		1単位(1単位)		1単位(1単位)		0単位(0単位)		
専 門 教 育 科 目	導 入	薬学概論	1	医学概論	1						
		社会薬学1	1								
		早期体験学習	0.5								
		基礎統計学	1								
		創 業 化 学 系	有機化学1	1.5	有機化学3	1.5	医薬品化学	1.5	薬品合成2	1.5	
			有機化学2	1.5	生薬学	1.5	天然有機化学	1.5			
			基礎化学講座	1.5	有機化学4	1.5	薬品合成1	1.5			
							医薬品開発概論	1.5			
			薬用植物学	1	薬学企業概論	1.5	香粧品科学	1.5			
		薬 品 分 析 系	分析化学1	1	分析化学2	1	臨床放射線科学	1			
					分光分析学	1					
					構造解析学	1					
					薬品物理化学1	1.5					
				薬品物理化学2	1.5						
	医 療 生 物 系	機能形態学1	1.5	機能形態学3	1.5	分子生物学1	1.5				
		機能形態学2	1.5	生化学2	1.5	分子生物学2	1.5				
		栄養学	1	生化学3	1						
		細胞生物学	1.5	微生物学	1.5						
		生化学1	1.5	免疫学	1.5						
	基 礎 医 療 系			薬理学1	1.5	薬理学3	1.5				
				薬理学2	1.5	機能性物質学	1.5				
				薬物動態学	1	物理薬剤学	1				
				食品衛生学	1.5	薬理学4	1.5				
	臨 床 医 療 系					医療倫理学	1.5	毒性学	1.5		
						臨床解析学	1.5				
	実 習 ・ 演 習			生物系実習1	1	薬学文献講読1	1.5	薬学文献講読3	1.5		
				物理系実習1	1	薬学文献講読2	1.5	薬学文献講読4	1.5		
				化学系実習1	1	薬学プレゼンテーション1	1.5	薬学プレゼンテーション2	1.5		
				生物系実習2	1	卒業研究1	5	卒業研究3	5		
				物理系実習2	1	卒業研究2	5	卒業研究4	5		
				化学系実習2	1						
	選 択 科 目	専 門 関 連	漢方入門	1			食品機能学	1	食品安全性学	1	
運動生理学			1			薬物と健康	1				
						一般漢方薬学	1				
小 計			19単位(19単位)		31.5単位(31.5単位)		37.5単位(35.5単位)		18.5単位(18.5単位)		
自由科目			体育実技	1.5							
			海外で学ぶ実践英会話 2単位、海外で学ぶ薬学(タイ、台湾、韓国、米国 ビットンバーグ、米国 ハワイ) 各1単位 ※1年次に7単位計上								
合 計			53.5単位(37単位)		32.5単位(32.5単位)		38.5単位(36.5単位)		18.5単位(18.5単位)		
総 計			卒業要件単位数 124.5単位		総単位 143単位 (修得単位 124.5単位)						

注1 () の数字は最低修得単位数を示す。 注2 各学年とも年間修得できる単位数の上限を45単位とする。

別表-1-5

21

別表-2

(検定料)

項 目	納 付 金 額
入学検定料	35,000 円

別表-3

(入学時学納金)

項 目	納付金額 (入学時のみ)	
	薬科学科 (4年制)	薬学科 (6年制)
入 学 金	400,000 円	400,000 円
授 業 料	1,500,000 円	1,900,000 円
教育充実費	50,000 円	50,000 円
合 計	1,950,000 円	2,350,000 円

別表-4-1

(2年次以降の学納金 (令和2年度以降の入学生))

項 目	納付金額	
	薬科学科 (4年制)	薬学科 (6年制)
授 業 料	1,500,000 円	1,900,000 円
施設充実費	340,000 円	400,000 円
教育充実費	50,000 円	50,000 円
合 計	1,890,000 円	2,350,000 円

別表-4-2

(2年次以降の学納金 (令和1年度の入学生))

項 目	納付金額	
	薬科学科 (4年制)	薬学科 (6年制)
授 業 料	1,500,000 円	1,900,000 円
施設充実費	340,000 円	400,000 円
合 計	1,840,000 円	2,300,000 円

別表-4-3

(2年次以降の学納金(平成27年度以降平成30年度までの入学生))

項 目	納付金額	
	薬科学科(4年制)	薬学科(6年制)
授 業 料	1,500,000 円	1,900,000 円
施設充実費	240,000 円	300,000 円
合 計	1,740,000 円	2,200,000 円

別表-4-4

(2年次以降の学納金(平成26年度以前の入学生))

項 目	納 付 金 額
授 業 料	1,800,000 円
施設充実費	300,000 円
合 計	2,100,000 円

別表-5-1

(科目等履修生等納付金)

項 目	納 付 金 額 (月額)
科目等履修生	1件または1科目につき、10,000 円
委 託 生	
研 究 生	
留 学 生	
外 国 人 学 生	第35条、第36条および第37条を適用

別表 - 5 - 2

(教職課程履修費)

項 目	納 付 金 額
教職課程履修学生	各学年につき 15,000 円

※ 学外での集中講座や実習活動および介護等体験や教育実習の費用、
また、教育職員免許状の交付申請にかかる事務手続き費用等につい
ては、その都度、個人負担とする。

別表 - 6

(試験料)

項 目	納 付 金 額
追試験料	1 科目につき 3,000 円
再試験料	1 科目につき 3,000 円